

答弁書第二三三四号

内閣参質一八〇第二三四号

平成二十四年八月三十一日

内閣総理大臣 野田佳彦

参議院議長 平田健二 殿

参議院議員若林健太君提出「国の財務書類」に対する検査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員若林健太君提出「国の財務書類」に対する検査に関する質問に対する答弁書

国全体の財務状況を表す「国の財務書類」は、現状では会計検査院の検査を受けることは法令に定められていないものの、同院の検査を受けている歳入歳出決算や国有財産台帳の計数等を基礎とし、特別会計財務書類の検査結果も踏まえ、適切に作成し、公表している。

「国の財務書類」を作成し同院の検査の対象とすることを法定化することについては、前記のとおり現状でも十分な正確性及び妥当性は確保されていると考えられること、加えて、同院の検査を受けることにより現在取り組んでいる公表の早期化に影響を与えること等から、現時点では慎重に検討すべき課題であると考えている。

